

沼津市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

沼津市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 4 日提出

沼津市長 頼 重 秀 一

沼津市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

沼津市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 7 年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第13条の次に次の 1 条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第13条の 2 乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第 4 項において準用する法第21条の 5 の18第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第69号）第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

付 則

この条例は、令和 8 年12月25日から施行する。

「提案理由」

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、児童対象性暴力等の防止に係る規定を追加するものである。